

令和4年9月27日
記者発表資料

県内旅行の割引を行う「かながわ旅割」の実施期間を 10月10日まで延長します

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、県内旅行の割引等を行う「かながわ旅割」の実施期間を10月10日まで延長します。

1 実施期間

変更前：令和4年4月6日（水曜日）正午から 9月30日（金曜日）

変更後：令和4年4月6日（水曜日）正午から 10月10日（月曜日）

※ 宿泊旅行は10月11日（火曜日）チェックアウト分までが対象です。

2 令和4年10月1日（土曜日）以降の旅行の予約・販売開始

令和4年9月28日（水曜日）正午以降、準備が整った登録事業者から販売を開始します。

※ 感染の状況により、事業を中止又は停止する場合があります。

3 「かながわ旅割」の概要

神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県にお住まいの方が、神奈川県内を旅行される際の代金の割引と、旅行の際に飲食店、土産物店などで使用できるクーポンの付与を行います。

割引前の旅行代金 （宿泊・日帰り旅行ともに）	割引額	クーポン付与額
10,000円以上	5,000円	2,000円
6,000円以上	3,000円	
3,000円以上	1,500円	1,000円

※1 宿泊旅行は1人1泊当たり、日帰り旅行は1人1回当たりの金額です。

※2 OTA(Online Travel Agent。インターネット上で取引を行う旅行事業者)においては、1人当たりの旅行代金が上記の設定額未満であっても、複数人又は複数泊利用で、1予約の旅行代金が設定額以上の場合は、予約単位で割引・クーポン付与を適用します。

※3 割引商品を利用する際は、ワクチン接種済証又は陰性証明の確認を行います。ワクチン接種済証については、3回以上の接種が要件です。

4 全国旅行支援の開始時期

9月26日に観光庁から発表のあった「全国旅行支援」の開始については、制度内容を含め

て近日中に発表させていただきます。

5 利用者用の問合せ先

利用者専用ウェブページ

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=412171&sbox=none>

問合せ先

コールセンター 電話 045-285-0071

※ 10時から17時(土日祝も含む)



問合せ先

神奈川県国際文化観光局観光課

課長 渋谷 電話 045-210-5760

国内プロモーショングループ 中山 電話 045-210-5767